

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成25年度第5回）
開 催 日 時	平成26年2月27日（木） 午前10時30分から午前11時30分まで
開 催 場 所	本館3階 第4会議室
出 席 者 (評価員・50音順)	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 遠藤評価員、東本評価員（案件(1)）、三成評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局：財務部総合契約検査室（中村、山口、橋本、的場） 都市整備部連続立体交差課（古川、森井、伊賀、馬渡）（案件(1)） 市民病院事務局（中路、小西、大西、山門、川嶋）（案件(2)）
案 件 名	(1) 京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業用地補償総合技術業務等委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 (2) 新病院建物総合維持管理業務委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 (3) その他
提 出 資 料 等	・京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業用地補償総合技術業務等委託仕様書 ・京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業用地補償総合技術業務等委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案） ・新病院建物総合維持管理業務委託仕様書 ・新病院建物総合維持管理業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）
決 定 事 項	・委員会の会議の非公開及び会議録の会議概要の公表等について確認した。 ・落札者決定基準（案）について、意見聴取が行われた。 ・落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。
会 議 の 公 開 ・ 非 公 開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会 議 録 の 公 表 ・ 非 公 表	公表
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	財務部総合契約検査室、都市整備部連続立体交差課(1)、市民病院事務局（案件(2)）

審 議 内 容

《開会》

事務局から評価員5人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

●案件(1) 京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業用地補償総合技術業務等委託について

① 落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業用地補償総合技術業務等委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員：価格評価点の算出方法について、別紙1に例示があるが、これまでも通常この様な算出方法で行われてきたのか確認したい。

事務局：通常、価格評価については、予算の範囲内で一番安価な入札者の得点が高くなる評価にしている。本市では、低入札価格調査制度を採用しており、調査基準価格を下回る場合は、別途、調査をおこなう。本件の場合は、予定価格の60%を下回る場合は、調査し審査する。

評価員：各評価分類の配点について、社会的価値評価の部分は重要であると認識しているが、枚方市の総合評価入札実施要綱では、庁舎管理や清掃、受付業務等を中心に想定されているが、本件の補償コンサルタント業務において、この社会的価値評価部分を各社がどこまで対策を取っているのかを考えた時に、理論上、価格評価では最大24点しか差がつかないことに対して、社会的価値評価では最大40点の差がつくことになり、補償コンサル業務で、価格評価より社会的価値評価の方が、差がつきやすくなるということに疑義がある。

事務局：総合評価入札制度を導入するに当たり、社会的価値の実現に向けた入札方式の構築を本市の公約施策として取組んできて制度化してきた。本市が制定する評価基準のガイドラインでは、価格評価が5割・技術的評価プラス社会的評価が5割となっているが、本件の様な技術的評価を重視する場合は、技術的評価の配点を100点として配分を変更している。

□価格評価及び技術的評価の評価項目について

評価員：今回の発注はかなり大規模になると思うが、5～6年で用地買収を完了できるのか。

事務局：これまでの本市職員が直接買収してきた事例からすると、相当な時間を要すると推測するので、本件については、規模や本市の実績等を勘案して、専門知識を持った民間機関を活用する方針を取るようになった。

評価員：委託業務に関して、市職員の関与の仕方について確認する。委託しているのに、市職員が現場で直接指揮命令等を行うと、偽装請負に繋がる可能性もあり、現場で具体的にどのような業務の棲み分けを考えているのか。もう一つは、権利者にとって大切な財産を公共の福祉の為に提供する訳であるし、住民との切実なやり取りを外注することで、用地取得の厳しい部分に市職員が携わらないというのは、人材の育成面においても市はどう考えていくのか。

事務局：市としてもこの部分について、国交省での実例を情報として入手しながら検討をしてこの手法を選択してきた。業務の棲み分けについては、明確にしていく。職員の育成については、本件についてはこの様な手法を採用しているが、この中でも育成を図っていくこととしており、また、他の用地取得については、これまでどおり市職員が行っていくようにしている。

評価員：用地取得事務において、この交渉業務だけを外注するが、これまでの形態は変わるのか。

事務局：補償算定業務などについては、これまでも委託発注していた。今回、交渉業務の部分を外注する。

評価員：やはり、先程も発言のあったように、交渉部分を民間へ委託するという事に疑義がある。住民にとっては、まずその納得のところからが大切だと思う。

事務局：交渉というより、補償内容の説明業務と理解頂きたい。権利者には、納得頂いて契約となるので、その過程において、補償内容等の説明をしっかりとらせてもらい、最終的には市が必ず責任を負うようになる。

評価員：近畿地方整備局の事業でも、職員が直接権利者に説明をするというのが理想であるが、マンパワーが足りない状況で、民間の力を借りているというのが実情である。補償額というものは適正価格ということで、交渉で変わるものではないので、本業務は補償額や補償内容について丁寧に説明することが業務であり、外注したことによる苦情等はあまりないと認識している。

評価員：補償業務管理士とは国家資格になるのか。

事務局：民間が認定する資格であるが、この様な入札等でもこれらの資格を要件としていることが一般的になっており、国交省でも同資格を積極的に活用していく方針を取っている。

評価員：別紙2「用地取得に関する業務実績」の「ア. 1業務あたり100名以上の権利者を対象に・・・」で、総合技術業務において、1業務でこれだけの規模を対象とするものは無いが、これでよいのか。例えば、1業務とあるのを1年度内としてみてはどうか。もう一つは、「収用事務を含めた・・・」とあるが、収用事務は本来非常にデリケートな部分なので、本省の場合は職員が行っているが、ここも委託でよいのか。

事務局：本市としては、事業規模から短期的に効率的に用地取得を行いたい思いがある。入札参加者の実績については受注者としての実績だけではなく、その受注者が発注者側としてこの様な実績があるかを確認したいと考えている。例えば、大手高速道路会社や都市基盤整備などの民間機関も入札参加可能と想定している。

評価員：本業務は、請負業務であるので、本来は起業者でなく請負者として発注すべきと考える。

事務局：評価基準では、元請け実績とは記載していないし、この方が入札対象者が広がることになる。元請け実績なら確認できるが、その入札対象者が発注者側としての実績確認をどのようにするか検討がいる。評価項目については、今後検討する。

評価員：別紙6「業務従事者に関する経歴」で、交渉主担者の人数に制限はないのか。もう一つは、兼務した場合は、点数を兼務数で割るなどの対応は考えないのか。

事務局：事業規模が大きいことから、幅広く出来るだけ多くの人材を確保したいと考えており、人数制限や兼務に関する制約などは設けていない。

評価員：担当者が転々と変わるような事態では権利者との継続的な交渉ができないと思うが、この辺りについては評価項目のどこに込められているのか。

事務局：本業務は、補償内容の説明から契約締結までを委託するもので、この過程において権利者との信頼関係を構築していくという主旨も非常に大事な要因と考えていますので、別紙3「業務体制」の中で、適正な人員の配置などについて具体的な提案をしてもらいその内容を確認していきたいと考えている。

□社会的価値評価の評価項目について

評価員：他の案件と比較すると、本件を受注する企業像は大きい会社をイメージする。本業務を受注する企業の場合、この社会的価値の分野で該当しないような項目がないか等、この基準が本業務からズレているということはないか。

事務局：労務提供型の発注ではないので、今後検討が必要かもしれないが、物理的に発生しないと分かっている項目であれば、評価の対象から除くことはできるが、社会全体でこの社会的価値の実現を目指している方向の中で、本市においては制度化してきており、評価項目から一部を除外するのは難しいと考える。

評価員：社会的価値は、企業として基本的な部分なので、大企業であれば満点に近くなり差は出にくくなるかもしれない。これまでも、企業規模により社会的価値による差異について議論されてきた。

評価員：枚方市の発注者側の意向で判断されればよいが、補償コンサル業の会社は小さいところが多いので、社会的価値評価では点数が取れないのであまりフェアでないと感じる。

評価員：業務の内容的に、年配者が担当することが多いと推測されるが、業務期間中に定年等何らかの理由により担当を変わらざるを得ないこともあると思う。別紙17「就職困難者」の中に、年配者が公的年金を受給するまでの期間についての継続雇用の問題についても、次年度以降の評価基準づくりにおいて検討していくべきだ。

② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件(2) 新病院建物総合維持管理業務委託について

① 落札者決定基準(案)について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び新病院建物総合維持管理業務委託. 総合評価一般競争

入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員：仕様書中の従事者の配置基準について、各項目は法定な根拠のある基準ということで、それぞれ記載されているのか。

事務局：特に法的に何か基準があるというわけではない。

評価員：落札者決定基準に関し、仕様書との絡みもあるが、この病院の中にボイラーがあるということでボイラー点検業務があるが、例えば労働安全衛生法上のボイラーの点検の、この落札者決定基準中に様々な資格があるが、これはあくまでも比率を出すためのことで、各業務を受託する場合に必ず労働安全衛生法上、このような有資格者を配置しないといけないというチェックはどのようにするのか。

事務局：まず、法的に求められているのは、新病院の施設では2つだけである。電気主任技術者と危険物取扱いである。この確認は、落札候補者に対する事後審査において行う。

評価員：ボイラーはいらないのか。

事務局：ボイラーは、新しい施設のボイラーは法的に必要な資格ではない。ただ一応仕様の中では、2級以上のボイラー技士ということで要件としては求めている。また、求める資格は確実に取得証書等の確認を行う。

評価員：例えば清掃業務と電話交換業務というのは全く違う業務だが、それらを分離発注せず一括で発注される理由は。

事務局：この間、メンテナンス業務を総合化するような総合ビルメンテナンスというような流れが出てきている。一方、違う方式でいうとPFI、管理運営型のPFI事業などもそれぞれの維持管理業務を一体化して担うSPC（特別目的会社）を創設し、そこに出すというような形で、統合化を図る流れが非常に進んでいる。委託業務を個別に出すと、それぞれ複数の対応窓口が出てくる。発注者と受注者の関係についても非常に複雑になり、それとやはり業務の相互の関連があるので、その横の連携を取る際にも、やはり総合化をするということについては非常に有益であると考えている。ただ、確かに電話交換業務と清掃業務のその距離感というのはあるが。清掃業務は医療法で第三者委託ができず、受注者が直接履行しなければならない業務である。

評価員：そうすると清掃がメインの会社があり、その会社が受注し、現実に電話交換業務は第三者に委託するという場合には、第三者の体制はどうなっているのか。

事務局：個々の業務の質は、直営であっても第三者委託であっても実際にそれを実施される質によって決まる。特にこの総合評価の技術的評価の部分を重視しているのは、その全体的なマネジメントをしっかりとできる体制を逆に提案させているものである。

評価員：実際に受注してから再委託という体制を組んでいくというような話もあると思う。そのような場合では、点数としては低く出ると考えた方が良いのか。

事務局：そのとおりである。基本的に、逆に言えば、新病院の建物総合維持管理業務を受託しようとする限りにおいては、統括的なマネジメント能力だと考えている。「受注が決まってからでないで個々の業務の詳しいことはわかりません」では困る。

評価員：総合的なメンテナンス業務を想定し、個々の評価項目を全体として評価することになると思うが、総合的なものを評価するという項目自体はない。それについての考えは。

事務局：実績で判断するしかないと考える。仕様書の中で病床数300床以上の病院で、過去15年以内に3年以上の経験を有することという条件を付しているので、そのような病院施設での業務を履行しているということは、総合的な維持管理業務を履行し、取り組んできた実績があるという考えである。

□社会的価値評価の評価項目について

特になし

② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件3. その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》